

妊婦健康診査費の助成を拡充します

妊娠してから出産するまでの妊婦健康診査の回数は、14回程度が望ましいとされています。

市では、妊婦の方に健やかな妊娠期を過ごしていただき、安心して出産を迎えていただくように、平成20年度は、妊婦健康診査費用のうち、7回分、3万1000円を上限として助成を行っていました。

平成21年度からは、さらに充実した妊娠期を過ごしていただけるように制度を拡充して、健診14回分、上限6万2000円（助成券1万円×2枚、3000円×14枚）の助成を行います。

【助成の方法】

この制度は、妊娠後の健診が必要となった場合に、申請書を提出していただくことで、妊婦健康診査費助成券をお渡しするものです。受診時に助成券を医療機関に提出していただく、自己負担額から助成額が差し引かれます。

また、県外の医療機関での受診など助成券を使用できない場合は、いったん自己負担額を支払いただき、後で助成額を支給する償還払い制度もありますので、お問い合わせください。

【ケースと手続き】

すでに受診券の交付を受け、3月31日までにすべての受診券を使用されているが、4月以降に受診の予定がある場合4月以降の受診については、助成券を追加交付（7回分、上限3万1000円）します。

手続き

母子健康手帳、印鑑を持って加東市保健センターへお越しください。

すでに受診券の交付を受け、まだ未使用の受診券をお持ちの場合

すでに交付した券は新しい券に交換し、拡充分の追加交付（7回分、上限3万1000円）も行います。

手続き

現在お持ちの券、償還払いの書類、自費受診分の領収書、母子健康手帳、印鑑を持って加東市保健センターへお越しください。

すでに母子健康手帳の交付を受けたが、まだ受診券の申請をされていない場合
拡充後の助成額（上限6万2000円）の助成券を交付し



まず。

母子健康手帳、印鑑を持って加東市保健センターへお越しください。

手続き

これから母子健康手帳の交付を受けられる場合

拡充後の助成額（上限6万2000円）の助成券を交付します。

手続き

妊娠が確認できるもの（妊娠届出書など）、印鑑を持って加東市保健センターへお越しください。

問い合わせ

市民安全部健康課
（加東市保健センター）
☎ 42・2800

4月1日から社保健センターは加東市保健センターに名称が変更になりました。

福祉タクシー制度を拡充

〜7月から新基準で交付します〜

市では、高齢の方や障害をお持ちの方が通院などでタクシーを利用されるときに、その費用の一部を助成する福祉タクシー事業を行っています。

平成21年度から、対象となる方の所得要件を大幅に緩和し、より多くの方々にご利用いただけるようにすることで、福祉の充実を図ります。

なお、新しい基準で利用券を交付できるのは、7月からとなりますので、6月号の広報かとうであらためて詳しくお知らせします。

7月から対象となる方

加東市に住民登録があり、市町村民税非課税または均等割の



み課税の方で、次のいずれかに該当する方

身体障害者手帳1・2級の方
療育手帳A判定の方
精神障害者保健福祉手帳1級の方
75歳以上の方

問い合わせ

福祉部社会福祉課（社庁舎）
☎ 43・0407

ここが変わります!

所得要件
【変更前】

平成20年度は市町村民税の所得割非課税世帯に属する方



【変更後】

平成21年度は市町村民税非課税または均等割のみ課税の方

ポイント

これまで、世帯の所得状況で判定していましたが、平成21年7月からは個人の所得により判定します。これにより、より多くの方にご利用いただけるようになります。